

平成14年度第2回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成14年9月27日(金)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成14年9月27日(金) 14:00～15:49
2. 場 所 パレス神戸(神戸市中央区)
3. 議事要旨

1号議案:東播都市計画道路の変更(3.4.146号中津水足線ほか2路線の変更)

【議案の説明】

中津水足線は、起点を加古川左岸線、終点を尾上小野線とする東西方向の幹線道路である。今般、加古川渡河部における交通混雑を解消するとともに、加古川西部地域と都心部とのネットワークの強化を図るため、市決定路線である神吉中津線の新規追加に伴い、本線ほか2路線を変更するものである。

中津水足線は、神吉中津線の追加に伴い、加古川左岸線との交差位置を堤防上に計画し、本線は擁壁構造ですりつけることとする。このことから、本線と沿道地盤に高低差が生じる箇所に沿道利用のための副道を設置するため、一部区域を変更するものである。

加古川別府港線は、中津水足線との交差点において、歩道幅員を拡幅するため、一部区域を変更する。また、本線線形をより適切な線形とするため、一部線形を西側に変更するものである。

米田平荘線は、神吉中津線の新設橋梁の橋台位置を考慮して交差点位置を設定したことにより、一部線形を西側に変更する。また、本線と沿道地盤に高低差が生じる箇所は、沿道利用のための副道を設置するため、一部区域を変更する。さらに、終点部において、主要地方道高砂加古川加西線との接続位置を北方向に変更するものである。

【概要】

- 3.4.145号加古川別府港線 幅員20m(4車線) 延長9,310m
(一部線形及び一部区域の変更)
- 3.4.146号中津水足線 幅員20m(2車線) 延長1,970m
(一部幅員及び一部区域の変更)
- 3.4.148号米田平荘線 幅員16m(2車線) 延長1,820m
(一部線形、一部区域の変更及び延長の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

第2号議案:中播都市計画道路の変更(3.5.104号船場川線ほか2路線の変更)

【議案の説明】

船場川線は、国道2号線(国道2号バイパス)を起点とし、白国線を終点とする南北方向の幹線街路である。

今回、起点から宮線交差点までの区間について、その他区間と路線の機能が異なることから、路線を分割して飯田北線とし、また当該区間周辺で土地区画整理事業が計画されていることから、宮線との交差点形状及び沿道利用を考慮して線形を見直す。さらに、路線の機能や周辺土地利用を勘案して、植樹帯及び停車帯を削除することにより、幅員を18mから14mに変更する。

また、起点から宮線との交差点までの区間を別路線として分割することから、船場川線及び宮線の起点位置を見直し、現在宮線である国道2号線との交差点位置を、船場川線及び宮線の起点とする。

[概要]

3.5.104号船場川線 幅員15m(2車線) 延長約5,640m
(路線の分割、起点の変更)

3.5.554号飯田北線 幅員14m(2車線) 延長約380m
(路線の分割、線形の変更、幅員の変更)

3.2.105号宮線 幅員30m(4車線) 延長約2,730m
(起点の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

第3号議案: 浜坂都市計画道路の変更(3.5.191号臨港線の変更)

【議案の説明】

臨港線は、浜坂駅と新漁港を結ぶ浜坂駅港湾線を起点とし、当時まだ構想段階であった新漁港の卸売市場予定地を終点とする道路として昭和25年に、浜坂駅港湾線とともに都市計画決定された。

その後、昭和57年に新漁港の卸売市場の位置が現在の位置に変更されたことにより、浜坂市街地から卸売市場への連絡機能は、浜坂駅港湾線や臨海線が担うこととなった。

また、諸寄地区と芦屋地区を結ぶ漁港関連道路の整備に伴い、町道芦屋第2号線以西の地区と浜坂市街地への連絡機能は主に漁港関連道路が担うこととなった。

以上、臨港線の一部機能が喪失したため、今回、町道芦屋第2号線以西の約310mを削除する。

[概要]

3.5.191号臨港線 幅員15m(2車線) 延長240m
(終点の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

第4号議案: 淡路・東浦都市計画緑地の決定(1号あわじ石の寝屋緑地の決定)

第5号議案: 淡路・東浦都市計画下水道の変更(淡路・東浦広域公共下水道の変更)

第4・5号議案は関連案件のため一括審議・採決

【議案の説明】

(1) 淡路・東浦都市計画緑地の決定(1号あわじ石の寝屋緑地の決定)

本計画区域は、明石海峡や明石海峡大橋、対岸の神戸・明石の街並みを見直す淡路島北端部の山林に位置し、眺望に優れるとともに、瀬戸内海国立公園の山林に隣接し、今なお淡路島の緑豊かな自然景観を保ち続ける区域である。

そのため、計画区域を緑地として都市計画決定し、明石海峡の美しい景観及び自然環境を保全するため、自然環境を保全・管理するとともに、県民が淡路島の豊かな自然にふれ合えるレクリエーション及び自然学習の場として、また、明石海峡を望む雄大な景色を楽しめる場として整備するものである。

また、本都市計画による1号あわじ石の寝屋緑地事業が周辺環境に与える影響について、兵庫県の「環境影響評価に関する条例」に基づき、合わせて環境影響評価を実施している。

[概要]

1号あわじ石の寝屋緑地(都市緑地) 面積約75.4ha

1号あわじ石の寝屋緑地に係わる環境影響評価の概要

環境に及ぼす影響の予測及び評価の対象時期は、次のとおりとした。

工事中…工事による影響が最大になると考えられる時期

供用時…西暦2010年度(平成22年度)

調査の結果及び影響に及ぼす影響の予測、評価結果

1 大気汚染

(1) 環境に及ぼす影響の予測、評価結果

工事中の土地造成工事に伴う影響

計画区域に近接する民家付近における降下ばいじん量の寄与の予測結果は、環境保全目標値を満足する。

単位:t/km²/月

予測地点	予測結果	環境保全目標値
民家付近	0.7~6.8	10 以下

供用後の自動車の走行に伴う影響

来場者等関連車両の走行割合が大きい県道福良江井岩屋線に近接する民家付近の道路端及び背後地の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境保全目標値を満足する。

(二酸化窒素:日平均値の年間98%値)

単位:ppm

予測地点	予測結果	環境保全目標値
道路端 (地上1.5m)	0.047	0.04から0.06までのゾーン内 又はそれ以下であること。
民家付近 (地上4.5m)	0.046	

(浮遊粒子状物質:日平均値の2%除外値)

単位:mg/m³

予測地点	予測結果	環境保全目標値
道路端 (地上1.5m)	0.055	0.1 以下
民家付近 (地上4.5m)	0.053	

2 水質汚濁

(1) 環境に及ぼす影響の予測、評価結果

工事中の濁水の影響については、長谷川、片谷川、藤八川の計画区域界付近のSS(浮遊物質量)を予測した結果、環境保全目標値を満足する。

単位: mg/l

予測結果	環境保全目標値
3 ~ 22	25 以下

3 騒音

(1) 環境に及ぼす影響の予測、評価結果

工事中の土地造成工事に伴う影響

本事業の造成区域から最も近接する民家までの距離が十分確保されていることなどから、建設作業騒音の影響は小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられる。

供用後の自動車の走行に伴う影響

昼間(午前6時から午後10時)の予測結果(LAeq)は、全てが環境保全目標値を満足する。

単位: dB

区分	予測地点	予測結果	環境保全目標値
平日	道路端 (地上 1.2m)	65	70 以下
	背後地 (地上 4.2m)	60	65 以下
休日	道路端 (地上 1.2m)	65	70 以下
	背後地 (地上 4.2m)	61	65 以下

4 振動

(1) 環境に及ぼす影響の予測、評価結果

工事中の土地造成工事に伴う影響

最も近接する民家までの距離が十分確保されていることなどから、建設作業振動の影響は小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられる。

供用後の自動車の走行に伴う影響

昼間(午前8時から午後7時)の予測結果(L10)は、全てが環境保全目標値を満足する。

単位: dB

区分	予測結果	環境保全目標値
平日	34	55 以下
休日	34	

5 陸生植物

(1) 現況調査の結果

計画区域周辺において、既存資料調査及び現地調査を行った。

これらによると、貴重な植物群落及び貴重な植物種として次表に示す2植物群落、3植物種が確認された。

植物群落	アカマツ群落、サイコクヌカボ群落
植物種	サイコクヌカボ、ハンゲショウ、スズサイコ

(2)環境に及ぼす影響の予測、評価結果

貴重な種の生息地を保全する計画としたこと、保全緑地を可能な限り確保する計画としたこと、改変区域外に大部分の植物種が確認されていることなどから、陸生植物に及ぼす影響は小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられる。

6 陸生動物

(1)現況調査の結果

計画区域周辺において、既存資料調査及び現地調査を行った。

これらによると、貴重な陸生動物として次表に示す23種が確認された。

鳥類	ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、ハヤブサ、ツツドリ、コマドリ、アオジ、クロジ
両生類	イモリ、ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル
昆虫類	ムスジイトトンボ、ハネビロエゾトンボ、チッチゼミ、ヒメハルゼミ、クロカタビロオサムシ、キアシハナダカバチモドキ、アミメキシタバ、クロシオキシタバ

(2)環境に及ぼす影響の予測、評価結果

貴重な種の生息地を保全する計画としたこと、改変区域が約8ha程度と小さく、水辺の生物生息空間を創出するなど生息環境の多様化が図られるよう努めること、改変区域外に大部分の動物種が確認されていることなどから、陸生動物への影響は小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられる。

7 水生生物

(1)現況調査の結果

計画区域周辺において、既存資料調査及び現地調査を行った。

これらによると、貴重な水生生物として次表に示す2種が確認された。

昆虫類	コオイムシ
貝類	コシダカヒメモノアラガイ

(2)環境に及ぼす影響の予測、評価結果

貴重な種の生息地を保全する計画としたこと、濁水流出防止対策を講じること、造成工事における雨水流出量の増加率は小さいこと、水辺の生物生息空間を創出することなどから、水生生物への影響は小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられる。

8 生態系

(1)現況調査の結果

陸生植物、陸生動物、水生生物の調査結果をもとに、生態系を代表する生物種の状況について整理を行った。

(2)環境に及ぼす影響の予測、評価結果

水辺の生物生息空間を創出すること、可能な限り保全緑地を確保したこと、人為的影響をできる限り小さく抑えること、餌資源の確保に努めることなどから、生態系への影響は小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられる。

9 景観

(1)現況調査の結果

主要な視点場を選定し、計画区域の視認状況について写真撮影等による現地調査を行った。その結果、展望拠点施設等の主要な施設の視認可能性の有無などから6箇所視点場が抽出された。

(2)環境に及ぼす影響の予測、評価結果

将来景観のフォトモンタージュを作成することにより予測した。その結果、眺望の変化は小さく、違和感も小さいものと予測され、環境保全目標を満足するものと考えられる。

総合評価

これらのことから、総合的にみて、本事業の実施が地域の環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価される。

事後監視調査計画

本事業の環境影響評価において、事業及び環境保全措置が適切に実施されているか、また、環境保全目標を満足しているかを確認するため、本事業の実施に当たり、予測評価を行った環境要素のうち必要と考えられる項目において、工事中及び供用後3年の間、必要な箇所適切に時期に事後監視調査を行うこととする。

(2)淡路・東浦都市計画下水道の変更(淡路・東浦広域公共下水道の変更)

淡路・東浦都市計画下水道は、平成6年に都市計画決定を行い、平成10年に一部供用を開始した。その後、平成12年に宅地開発予定地等を対象に排水区域の拡大を行い、現在の排水区域となっている。

今回の変更は、あわじ石の寝屋緑地の都市計画決定に伴い排水区域を追加し、公共用水域の水質保全を図るものである。

[概要]

排水区域	汚水	淡路・東浦処理区	増約70ha(約840ha	約910ha)
	雨水		増減なし	(約510ha 約510ha)

[主な意見等]

・ 委員から、近隣に同種の公園があり開発計画の必要性に乏しいとの意見があった。

[採決の結果]

第4号議案・第5号議案とも原案どおり可決

第6号議案:北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について

[議案の説明]

土地区画整合法第55条の規定により、市町村が事業計画を定めるあるいは変更しようとする場合、市町村長は事業計画を二週間の公衆の縦覧に供し、利害関係者は、この事業計画について、縦覧

期間満了の翌日から起算して二週間を経過する日までに、知事に意見書を提出することができるとなっている。知事は、提出された意見書を都市計画審議会に付議し、採択すべきと議決された場合、事業計画について修正を命じ、採択すべきでないとして議決された場合、その旨を意見書提出者に通知しなければならないこととなっている。

北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業は、震災により多大な被害を受けた当地区において、災害に強く、安全で快適なまちづくりを行うため、道路、公園をはじめとする公共施設の整備等を行うべく、平成8年11月6日に事業計画が決定されたが、地域住民の利便性の向上や土地の有効利用などのために、事業計画の変更を行うものである。

事業計画を変更するにあたり、北淡町長が平成14年7月26日より同年8月8日までの2週間、公衆の縦覧に供したところ、1件の意見書の提出があったため、都市計画審議会に付議するものである。

1. 北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業の概要

施行者：北淡町

面積：20.9ha

減歩率：21.57%

減価補償金相当額の範囲内で、整理前の宅地を買収し、減歩率緩和を行う。

施行期間：平成8年度～平成16年度

総事業費：約237億円

計画人口：1,700人

変更される公共施設

(1) 公園

・第2号公園：100.20m ²	66.30m ²	・第4号公園：29.00m ²	9.57m ²
・第7号公園：83.70m ²	74.75m ²	・第8号公園：60.80m ²	58.52m ²
・第10号公園：38.70m ²	175.50m ²	・第11号公園：83.10m ²	55.92m ²
・第12号公園：171.00m ²	206.40m ²	・第13号公園：131.00m ²	64.41m ²
・第14号公園：200.50m ²	231.61m ²	・第15号公園：104.91m ²	103.47m ²

(2) 道路

・区画道路 (幅員4.5m)：	1,816.5m	1,798.3m、	8,515.57m ²	8,424.04m ²
・歩行者専用道路(幅員4.0m)：	939.7m	960.0m、	3,856.54m ²	3,955.53m ²
・歩行者専用道路(幅員2.0m)：	458.3m	469.6m、	1,014.83m ²	1,035.54m ²

2. 意見書の要旨(意見書提出者による口頭意見陳述も実施)

[谷の川の位置の変更について]

災害面での安全性に問題があること、さらに、富島の南側の山(急傾斜崩壊危険区域)と谷の川の安全性に大いに疑問があることから計画変更は反対である。

ここしばらく氾濫はしていないが、昔から洪水による土砂崩壊が発生し、民家を巻き込みながら大きな被害をもたらしている天井川である。

大雨、洪水によって上流の山、谷、崖の崩壊が何時起きても不思議ではない。谷の川の奥には砂防堰堤があり、震災後に堤防部分の工事が行われた砂防堰堤があるが、安全性が十分ではない。

谷の川の両岸の護岸を東に50cmずらすのであれば、土砂災害、洪水時の土砂と雨水の逃げ道に配慮する意味で、川幅を均等に拡幅するべきである。

谷の川は昔は川幅が広く、両側に土手が1m程あったが、いつの間にか川幅も狭くなり、両側の土手も民家を取り込んでしまい殆どない状態になってしまった。

谷の川の一本西側の道路(歩道第10号)を4mに拡幅するため、西側の宅地を触らずに谷の川沿いの宅地を削って、4m道路にする計画であるが、その西側宅地には区画整理の白紙撤回を主張する「愛する会」の幹事がいるので、手をつけられないため、護岸を50cm拡幅して宅地を上げようとしている、そういう風な不公平な扱いはすべきでない。

土砂災害、洪水の被害を考えれば、50cmといえども川筋を変更するのではなく、谷の川の両岸を拡幅して、谷の川の西側の道路(歩道第10号)は、その西側へ拡幅すべきである。

[歩道第14号道路の変更について]

災害面での安全性に問題があり、途中で行き止まりにするのは次の理由から反対である。

富島の山から海へと通じる道路は「網道」と言われ、狭い道路が殆どだが、単なる住民の生活道路だけではなく、山からの土砂洪水の逃げ道の役割を果たし、機能面、安全性の面でも非常に優れた役割を果たしている。

震災復興の一番の目標は「安全、安心、災害に強いまちづくり」であるが、北淡町関係者からは「道路・道路」とまるで復興より道路のための事業の様相を呈している。

道路は整備されるが、道路が住民の生命、財産を守ってくれる訳ではなく、かえって、よそからの通過交通によって騒音・振動・排気ガスによって地元へ被害を及ぼす。

山から海へ真っ直ぐ通る道路計画であれば、災害時にも土砂洪水の逃げ道になってくれるが、行き止まりにすることで民家を真正面から押し流してしまうことになり非常に危険である。

[主な意見等]

- ・ 委員から、8回も計画変更を行った理由及び当初計画においてなぜ区画整理事業という手法を採ったかについて質問があった。
- ・ 委員から、住民意見の反映の仕方に問題があるとの意見があった。

[採決の結果]

意見書を採択しないことに決定

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078 - 362 - 3587

なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、11月上旬には同センターにおいて閲覧することができます。